

瑞穂市教育委員会共催等に関する内規

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞穂市共催等に関する要綱に準じて、瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外の団体又は個人が実施する講演会、講習会、展示会、普及・啓発活動その他の行事（以下「行事」という。）について共催、後援、協賛、推薦又は教育長賞の交付（以下「共催等」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「行事」とは、次の各号のいずれかに該当する行事をいう。

- (1) 法令の規定に基づいて行う行事
- (2) 市内のコミュニティ育成に関する行事
- (3) 生涯学習活動に関する行事
- (4) 体育（スポーツ、レクレーションを含む。）に関する行事
- (5) 文化財の保護に関する行事
- (6) その他教育長が共催等を行うことを適当と認める行事

第3条 教育委員会が行う共催等は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 共催 教育委員会が主催者の一員として参加するに足り得る公益性の非常に高い行事であると認められるもの
- (2) 後援 教育委員会が趣旨に賛同し、積極的に支援する価値のある行事であると認められるもの
- (3) 協賛 行事が公益性を有し、地域の発展や市民の知識向上等に寄与すると認められるもの
- (4) 推薦 映画、観劇、図書等の趣旨、内容等について教育委員会が積極的に市民への普及を促したいと認めるもの
- (5) 教育長賞の交付 教育委員会が瑞穂市の教育発展に寄与できると認めるもの

(共催等の申請者の範囲)

第4条 共催等の承認を行う行事は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものに限る。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 社会福祉法人
- (3) 学校法人
- (4) 社会教育関係団体、社会体育関係団体その他公共的団体
- (5) その他教育長が適当と認める団体又は個人

(共催等の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、その行事を開催する14日前までに、共催等承認申請書(様式第1号)に行事の概要を示す資料を添付して教育委員会に提出し、その承認を得るものとする。

2 前項の申請書には、共催等の承認を受けようとする行事について次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 主催団体の活動を明らかにするもの(名簿、会則、当該行事に係るパンフレット等)
- (2) 実費参加費を徴収する場合は、その使用用途を明らかにした予算書
- (3) その他教育長が必要と認めるもの

3 申請者は、教育長の承認を受ける前に、申請に係る行事に関し、共催等の字句をポスター等に用いてはならない。

(審査)

第6条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、特別な事情がない限りは、受けた日から7日以内に共催等の承認の可否を決定しなければならない。

2 教育長は、前項の審査にあたっては、行事が次の各号に該当することを確認するものとする。

- (1) 公共性を有するものであること。
- (2) 教育的に有意義なものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。

- (4) 特定の政党若しくは団体又は宗教若しくは宗派を支持し、又は支援するものでないこと。
- (5) 特定の思想又は主義主張を浸透させる目的を有しないこと。
- (6) 規模又は対象範囲が、原則として小学校区単位以上であること。
- (7) 参加者に対して過重な負担を負わせないものであること。
- (8) 行事の開催について、安全対策等必要な措置が講じられていること。
- (9) その他教育行政の運営に支障を来さないものであること。

(決定の通知)

第7条 教育長は、前条の規定に基づき、共催等の承認を決定したときは、共催等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合においては、教育長は申請者に対して必要な条件を付すことができる。

2 教育長は、共催等を承認しないと決定したときは、共催等不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 第5条第1項の規定により提出した申請書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、申請者が偽りその他不正行為により承認を受けた場合、承認を受けた内容がこの内規に定める承認の条件に該当しなくなった、又は該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、承認を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定に基づく共催等の承認を取り消した場合は、申請者に対し共催等取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき共催等の承認の取り消しにより生じた経費は、申請者の負担とする。

(結果報告)

第9条 第7条第1項の規定に基づき共催等の承認を受けた行事を実施したものは、行事終了後30日以内に行事実施報告書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 実費参加費を徴収した行事については、前項の報告書とともに収支決算書を提出しなければならない。

(事務)

第10条 この規定に定める事務は教育委員会教育総務課が行う。ただし、第6条第2項各号の審査にあたっては行事を主管する部署の所属長に合議するものとする。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、共催等の承認について必要な事項は教育長が別に定める。

様式第1号(第5条関係)

瑞穂市教育委員会 教育長 様

共 催 等 承 認 申 請 書

次の行事に対して、瑞穂市教育委員会共催等の承認を受けたいので申請します。

共 催 等 の 区 分	共 催 ・ 後 援 ・ 協 賛 ・ 推 薦 ・ 教 育 長 賞 の 交 付
申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 団 体 名 及 び 代 表 者 氏 名 等	団体名及び代表者の氏名 所在地又は住所 申請者 住所 TEL() — 氏名 TEL() —
行 事 の 名 称	
行 事 の 目 的 及 び 内 容	----- ----- -----
実 施 期 日	年 月 日()～ 年 月 日() 日間
実 施 場 所	
参 加 者 の 見 込 み 人 数	人 入場料等
他 機 関 の 状 況 (共 催 等)	
承 認 名 義 を 記 す も の	ポスター・チラシ・パンフレット・その他()
広 報 及 び 宣 伝 の 方 法	新聞・ポスター・チラシ・その他()
そ の 他 参 考 と な る 事 項	
添 付 書 類	

教育総務課受付	
受 付 日	
受 付 番 号	

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会 教育長 

共催等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった次の行事について、共催等の承認します。

共催等の区分	共催・後援・協賛・推薦・教育長賞の交付		
承認年月日	年 月 日	承認番号	
申請団体名及び 代表者氏名等	団体名及び代表者の氏名 所在地又は住所 申請者 住所 氏名 TEL() —		
行事の名称			
実施期日	年 月 日()～ 年 月 日() 日間		
実施場所			
承認に係る条件			

※ 行事終了後30日以内に行事実施報告書(別記様式第5号)を教育総務課に提出してください。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会 教育長 

共催等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった については、審査の結果、当教育委員会としては、承認をしかねますので、通知します。

共催等の区分	共催・後援・協賛・推薦・教育長賞の交付		
受付年月日	年 月 日	受付番号	
申請団体名及び 代表者氏名等	団体名及び代表者の氏名 所在地又は住所 申請者 住所 TEL() — 氏名 TEL() —		
行事の名称			
実施期日	年 月 日()～ 年 月 日() 日間		
実施場所			
承認をしない理由			

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会 教育長 

共催等取消通知書

年 月 日付けで承認した については、承認を取り消します。

共催等の区分	共催・後援・協賛・推薦・教育長賞の交付		
承認年月日	年 月 日	承認番号	
申請団体名及び 代表者氏名等	団体名及び代表者の氏名 所在地又は住所 TEL() — 申請者 住所 氏名 TEL() —		
行事の名称			
実施期日	年 月 日()～ 年 月 日() 日間		
実施場所			
承認を取り消す理由			

年 月 日

瑞穂市教育委員会 教育長 様

行 事 実 施 報 告 書

年 月 日付け 第 号(承認番号 [])で [] の承認を受けた行事について、次のとおり報告します。

報告団体名・代表者氏名等	団体名・代表者氏名又は氏名 所在地又は住所 TEL() — 報告者 住所 氏名 TEL() —
行 事 の 名 称	
実 施 期 日	
実 施 場 所	
行 事 実 施 状 況	
参 加 人 数	
その他参考となる事項	

※ 料金を徴収した行事については、収支決算書を提出してください。

教育総務課受付	
受付日	
受付番号	